

# 手続開始の公示（説明書）【再公告】

平成 24 年 2 月 8 日

NEXCO 東日本 関東支社長 石川 慎一

次のとおり公募型競争入札方式に付します。

また、再公告にあたり、所要の見直しを行っております。

なお、本件調査等については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示(説明書)』に記載のとおり実施します。

## 第 1 基本事項（調達手続の概要）

- |                |  |
|----------------|--|
| 1-1. 調達機関番号    | 417  |
| 1-2. 所在地番号     | 13   |
| 1-3. 品目分類番号    | 42   |
| 1-4. 契約件名(業務名) | 首都圏中央連絡自動車道 あきる野 I C～青梅 I C間環境影響事後調査   |
| 1-5. 契約責任者     | 東日本高速道路株式会社 関東支社長<br>石川 慎一   |
| 1-6. 契約担当部署    | 東日本高速道路株式会社 関東支社 調達契約課<br>(住所) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14<br>(TEL) 03-5828-8595 |
| 1-7. 競争契約の方法   | 公募型競争入札方式  |
| 1-8. 入札の方法     | 郵送…下記 4-1、4-2 を参照のこと   |
| 1-9. 履行保証      | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと  |
| 1-10. 契約書の作成   | 必要(作成方法について落札者と協議する) … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと                                      |

### 1-11. 契約図書

- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ① 手続開始の公示<br>（説明書）… 本書 | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a>   |
| ② 標準契約書案               | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【調査等契約書】を使用すること                |
| ③ 入札者に対する指示書           | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【調査等・郵送入札】を使用すること              |
| ④ 共通仕様書                | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【調査等共通仕様書（平成 23 年 7 月）】を使用すること |

- ⑤ 特記仕様書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)
- ⑥ その他契約  
(発注用)図面等 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)
- ⑦ 金抜設計書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)
- ⑧ 参加表明書 本書の別紙 参加表明書様式1のとおり
- ⑨ 技術提案書 本書の別紙 技術提案書様式1のとおり
- ⑩ 入札書 上記③入札者に対する指示書様式1
- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- 配布期間 平成24年2月8日(水)～平成24年3月7日(水)

## 第2 調達手続に付する事項(業務概要)

### 2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 東京都あきる野市牛沼  
至) 東京都青梅市今井
- (2) 業務内容 本業務は、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の一般国道20号～埼玉県境間の建設事業において、東京都環境影響評価条例第65条第1項の規定により、工事着手前に東京都へ提出した事後調査計画書をもとに、圏央道(一般国道20号～埼玉県境間)の内、あきる野IC～埼玉県境間における工事完了後の環境調査(大気質、騒音、振動、低周波空気振動、自然環境調査(植物・動物)など)について実施し、既往の調査済事項(地形地質、日照障害、電波障害など)とともに事後調査報告書を取りまとめることを目的とする。
- (3) 概算数量
- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 大気汚染物質濃度測定・気象観測        | 52 箇所・季 |
| 騒音・振動・低周波空気振動測定        | 23 箇所   |
| 交通量調査                  | 16 断面   |
| 交通量調査資料整理              | 21 断面   |
| 大気汚染物質濃度測定整理・解析        | 52 箇所・季 |
| 騒音レベル算出・解析             | 12 測定点  |
| 振動レベル算出・解析             | 13 測定点  |
| 低周波空気振動レベル算出・解析        | 5 測定点   |
| 自然環境調査 陸上植物植物相調査       | 3 回     |
| 自然環境調査 陸上植物植生調査        | 1 回     |
| 自然環境調査 植生図作成           | 1 式     |
| 自然環境調査 陸上動物調査(哺乳類)     | 1 回     |
| 自然環境調査 陸上動物調査(鳥類)      | 2 回     |
| 自然環境調査 陸上動物調査(爬虫類・両生類) | 2 回     |
| 自然環境調査 陸上動物調査(昆虫類)     | 3 回     |
| 景観調査                   | 14 地点   |

|          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
|          | 環境保全措置実施状況整理         | 1 式 |
|          | 打合せ                  | 1 式 |
| (4) 履行期間 | 契約保証取得の日の翌日から 700 日間 |     |

### 第 3 調達手続に参加するための条件等

#### 3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業務区分「環境調査」にかかる『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 13 年度以降に完了した業務において、次に示す(1)の同種業務または類似業務の実績及び(2)の同種業務または類似業務の実績をそれぞれ 1 件以上有さなければならぬ。なお、(1)及び(2)の同種・類似業務は同一の業務でなくてもよい。

同種業務(1)：高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価に関連した環境調査業務（大気・騒音・振動調査含む）

類似業務(1)：上記以外の道路における環境影響評価に関連した環境調査業務（大気・騒音・振動調査を含む）

同種業務(2)：高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価資料作成業務

類似業務(2)：上記以外の道路における環境影響評価資料作成業務

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

- a) 管理技術者： 下記①～④のいずれかの資格を有する者でなければならない。
- ① 技術士【総合技術監理部門（環境部門－環境測定または環境影響評価）または（建設部門－建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
  - ② 平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
  - ③ 平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。
  - ④ RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCMと同等の能力を有している者とする。
- (7) 管理技術者は、平成13年度以降に完了した業務において、下記に示す(1)の同種業務または類似業務の実績及び(2)の同種業務または類似業務の実績をそれぞれ1件以上有さなければならない。なお、(1)及び(2)の同種・類似業務は同一の業務でなくても良い。
- 同種業務(1)： 高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価に関連した環境調査業務（大気・騒音・振動調査含む）
- 類似業務(1)： 上記以外の道路における環境影響評価に関連した環境調査業務（大気・騒音・振動調査を含む）
- 同種業務(2)： 高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価資料作成業務
- 類似業務(2)： 上記以外の道路における環境影響評価資料作成業務
- (8) 平成24年2月8日現在の技術者の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）が、次に示す業務量未満である者。なお、手持ち業務量とは管理技術者または担当技術者として従事している業務を指す。
- a) 管理技術者： 契約金額が500万円以上の業務の合計額が4億円未満かつ件数が10件未満である者。なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が2億円未満かつ件数が5件未満である者。
- b) 担当技術者： 契約金額が500万円以上の業務の合計額が4億円未満かつ件数が7件未満である者。なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が2億円未満かつ件数が3件未満である者。
- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当

技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。

イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

② 施工（調査等）管理業務等の請負人

上記(9)に示した施工（調査等）管理業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・さいたま工事事務所調査等管理業務(開発虎ノ門コンサルタント株式会社)

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

#### 【役員の定義】

i) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ii) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

#### 【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3-2. 参加表明書の作成

(1) 参加希望者は、本件の手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下「表明書」）」を作

成しなければならない。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

| 表明書（様式）                   | 作成にかかる留意事項   |
|---------------------------|--|
| 参加表明書<br>（様式 1）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。</li> <li>◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと</li> </ul>   |
| 業務実施体制<br>（様式 2）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。（調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。）</li> <li>◇ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。</li> <li>◇ 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-48-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</li> </ul>   |
| 企業の同種又は類似業務の実績<br>（様式 3）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</li> <li>◇ 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、(1)と(2)の業務実績をそれぞれ1件以上記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）」（以下「TECRIS」という。）に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しを添付する必要はない。また、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しやTECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</li> </ul> </li> <li>ii) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</li> <li>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「調査等成績評定通知書」（以下「成績評定点」という。）の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</li> </ul> </li> <li>◇ 記載にあたっては、様式 3 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</li> </ul> |
| 企業の同種業務に対する表彰実績<br>（様式 4） | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 様式 3 に記載された業務が同種業務(1)の場合で、平成 18 年度（H18. 4. 1）以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。</li> <li>◇ 表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。</li> </ul>  |
| 配置予定管理技術者の資格等<br>（様式 5）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 上記 3-1. (6) a) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。</li> <li>◇ 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</li> <li>◇ 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</li> <li>◇ 手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、上記 3-1. (8) a) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</li> <li>◇ 記載にあたっては、様式 5 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</li> </ul>   |
| 配置予定管理技術                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</li> </ul>  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>者の同種又は類似業務の経験</b><br/>(様式 6)</p>        | <p>◇ 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、(1)と(2)の業務実績をそれぞれ1件以上記載すること。</p> <p>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関がNEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>   |
| <p><b>配置予定管理技術者の当該地域での業務経験</b><br/>(様式 7)</p> | <p>◇ 上記 3-1. (2) に示す業務区分「環境調査」に該当する業務であって予定管理技術者が次の地域での業務経験がある場合に記載すること。</p> <p>① 同種業務(2)において、東京都内での環境影響評価資料作成業務の実績がある。</p> <p>◇ 当該地域と把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付すること。ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており当該地域を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しやTECRISで当該地域が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇ 業務経験がない場合は「なし」と記載すること。</p>  |
| <p><b>配置予定現場作業責任者の資格等</b><br/>(様式 8)</p>      | <p>◇ 以下に示す技術者資格を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。なお、外国資格を有するものについては、あらかじめ下記に示す資格担当と国土交通大臣認定をうけている者を記載すること。</p> <p>① 環境計量士【濃度関係または騒音振動関係】の資格を有し、計量法による登録を行っている者。</p> <p>② 技術士【総合技術監理部門(環境部門-環境測定または環境影響評価)または(建設部門-建設環境)]を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>③ 平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)]の資格を有し技術士法による登録を行っている者。</p> <p>④ 平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)]の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。</p> <p>⑤ RCCM(建設環境部門)の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 8 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <b>配置予定現場作業責任者の同種又は類似業務の経験</b><br><b>(様式 9)</b> | <p>◇ 平成 13 年度以降に完了した以下に示す業務実績を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。</p> <p>① 同種業務：高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価に関連した環境調査業務(大気・騒音・振動調査を含む)</p> <p>② 類似業務：上記以外の道路における環境影響評価に関連した環境調査業務(大気・騒音・振動調査を含む)</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書、特記仕様書等)の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書、特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書、特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 9 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p> |
| <b>当該業務遂行時の留意点</b><br><b>(様式 10)</b>            | <p>◇ 様式 10 に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべき事項を記載すること。</p> <p>なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>◇ A 4 版 2 枚以内に記載すること。</p>  |

(2) 表明書の各様式は A 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(3) 参加希望者は、表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 資料名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価書 (本編、資料編) 首都圏中央連絡自動車道 (一般国道 20 号～埼玉県境) 建設事業</li> <li>・ 事後調査計画書 首都圏中央連絡自動車道 (一般国道 20 号～埼玉県境)</li> </ul> |
| ② 閲覧場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所   |
| ③ 閲覧期間 | 参加表明書の提出期限の前日まで (休日を除く毎日 10 時から 17 時まで)  |
| ④ 問合せ先 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所<br>(TEL)048-749-9620  |

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

### 3-3. 参加表明書の提出

(1) 参加希望者は、上記 3-2. で作成した表明書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 提出期間 | 入札公告の翌日から平成 24 年 3 月 7 日(水)16 時まで              |
| ② 提出場所 | 上記 1-6. 「契約担当部署」                               |
| ③ 提出方法 | 持参 (休日を除く毎日 10 時から 16 時まで) または書留郵便 (締切日必着) に限る |
| ④ 提出書類 | 上記 3-2. により作成した「表明書」を 2 部 (正 1 部、副 1 部)        |

(2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

### 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。



| 評価項目   |                       |                       |                | 評価基準   | 配点   |                       |
|--|-----------------------|-----------------------|----------------|--|--|-----------------------|
| 業務実<br>施体制   | 業務実施体制の妥当性            |                       |                | (様式2)<br>下記項目に該当する場合には選定しない。<br>・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。<br>なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。<br>・「主たる部分」：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分<br>・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書 1-48-2 に示す部分 | —  |                       |
| 参<br>加<br>表<br>明<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成果<br>の確<br>実性 | 平成13年度<br>(H13.4.1)以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った同種又は類似業<br>務等の実績の内容  | (様式3)<br>下記の順位で評価する。<br>①同種業務(1)と同種業務(2)の実績がある。<br>②同種業務(1)と類似業務(2)の実績、もしくは同種業務(2)と類似業務(1)の実績がある。<br>③類似業務(1)と類似業務(2)の実績がある。<br>なお、上記に該当しない場合は選定しない。                               | ①10.0<br>②4.0<br>③0.0 |
| 参<br>加<br>表<br>明<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 成<br>績<br>表<br>彰<br>力 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成果<br>の確<br>実性 | 同種業務の発注機<br>関がNEXCO(東日本・中<br>日本・西日本・旧JH)<br>(H18.4.1)以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った業務の成績  | (様式3の添付資料)<br>様式3に記載された業務が「同種業務(1)」の場合で、かつ、添<br>付された成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価す<br>る。<br>①成績評定点90点以上を満点とし、90点と65点の間に位置す<br>る成績評定点の者は、その成績評定点の割合に応じて点数を付<br>す。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | 10.0<br>～0.0          |

|                       |              |              |               |   |   |   |
|-----------------------|--------------|--------------|---------------|---|---|---|
| <p>参加表明者の経験及び能力</p>   | <p>成績表</p>   | <p>専門技術力</p> | <p>成果の確実性</p> | <p>同種業務の発注機関が NEXCO 東日本で平成 18 年度 (H18. 4. 1) 以降に発注機関に受渡しを行った業務の表彰</p> | <p>(様式 4)</p> <p>様式 4 に記載された業務が「同種業務(1)」の場合で、表彰を受けている業務がある場合に下記のとおり評価する。</p> <p>①NEXCO 東日本からの表彰実績を有する。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>  | <p>①5.0</p>                                       |
| <p>予定管理技術者の経験及び能力</p> | <p>資格実績等</p> | <p>資格要件</p>  | <p>技術者資格等</p> | <p>技術者資格等、その専門分野の内容</p>   | <p>(様式 5)</p> <p>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①技術士【総合技術監理部門(環境部門-環境測定または環境影響評価)または(建設部門-建設環境)】を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>②平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。</p> <p>③平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。</p> <p>④RCCM (建設環境部門) の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p> | <p>①10.0</p> <p>②10.0</p> <p>③8.0</p> <p>④4.0</p> |

|  |                       |                       |   |   |   |                       |
|--|-----------------------|-----------------------|---|---|---|-----------------------|
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成<br>果<br>の<br>確<br>実<br>性                          | 平 成 13 年 度 (様式 6)<br>(H13.4.1) 以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った同種又は類似業<br>務等の実績の内容   | (様式 6)<br>下記の順位で評価する。<br>①同種業務(1)と同種業務(2)の実績がある。<br>②同種業務(1)と類似業務(2)の実績、もしくは同種業務(2)と類<br>似業務(1)の実績がある。<br>③類似業務(1)と類似業務(2)の実績がある。<br>なお、上記に該当しない場合は選定しない。 | ①15.0<br>②6.0<br>③0.0 |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>任<br>性           | 手<br>持<br>ち<br>業<br>務<br>金<br>額<br>及<br>び<br>件<br>数 | (様式 5)<br>下記項目に該当する場合には選定しない。<br>・1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事して<br>いる手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。<br>①契約金額の合計額が 4 億円以上<br>②契約件数の合計が 10 件以上<br>なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある<br>場合は、①契約金額の合計額が 2 億円以上、②契約件数の合計<br>が 5 件以上とする。 |   | —                     |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び           | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 情<br>報<br>収<br>集<br>力 | 地<br>域<br>精<br>通<br>度                               | 平 成 13 年 度 (様式 7)<br>(H13.4.1) 以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った当該地域での業<br>務実績の有無   | (様式 7)<br>下記の順位で評価する。<br>①同種業務(2)において、東京都内での環境影響評価資料作成業<br>務の実績がある。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。   | ①5.0                  |

|  |                                 |                       |  |  |   |
|--|---------------------------------|-----------------------|--|--|---|
| 能力   |                                 |                       |  |  |   |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力           | 成<br>績<br>表<br>彰<br>技<br>術<br>力 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 業務執行技術力<br>同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本・旧 JH）で平成 18 年度（H18.4.1）以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績 | （様式 6 の添付資料）<br>様式 6 に記載された業務が「同種業務(1)」の場合で、かつ、添付された成績評定点が 65 点以上の業務を下記のとおり評価する。<br>①成績評定点 90 点以上を満点とし、90 点と 65 点の間に位置する成績評定点の者は、その成績評定点の割合に応じて点数を付す。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。  | ①5.0<br>～0.0                            |
| 予<br>定<br>現<br>場<br>作<br>業<br>責<br>任<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等           | 資<br>格<br>要<br>件      | 技術者資格等、その専門分野の内容   | （様式 8）<br>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。<br>①環境計量士【濃度関係または騒音振動関係】の資格を有し、計量法による登録を行っている者。<br>②技術士【総合技術監理部門（環境部門-環境測定または環境影響評価）または（建設部門-建設環境）】を有し、技術士法による登録を行っている者。<br>③平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。<br>④平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。 | ①10.0<br>②10.0<br>③10.0<br>④8.0<br>⑤4.0 |

|  |                            |                            |                            |  |               |
|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|---------------|
|  |                            |                            |                            | ⑤RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。                 |               |
| 予<br>定<br>現<br>場<br>作<br>業<br>責<br>任<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等<br>力 | 専<br>門<br>技<br>術<br>実<br>力 | 成<br>果<br>の<br>確<br>実<br>性 | 平 成 13 年 度<br>(様式 9)<br>(H13.4.1) 以降に発<br>下記の順位で評価する。<br>注機関に受渡しを行<br>①同種業務の実績がある。<br>った同種又は類似業<br>②類似業務の実績がある。<br>務等の実績の内容<br>なお、上記以外の場合は加点しない。 | ①15.0<br>②6.0 |
| 参加表<br>明者の<br>経験及<br>び能力   | 当該業務遂行時の留意点                |                            |                            | (様式 10)<br>当該業務遂行時における留意点について記載内容等について評<br>価する。<br>「求める留意点」<br>・本業務の特性を踏まえた業務全般に係る留意点  | 15.0～<br>0.0  |

### 3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日

平成 24 年 3 月 28 日(水)

- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 24 年 4 月 5 日(木) 16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）または書留郵便（締切日必着）に

限る

④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 24 年 4 月 9 日(月)

### 3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記 3-5. に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書）」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

| 提案書（様式）                         | 作成にかかる留意事項  |
|---------------------------------|---|
| 技術提案書<br>（様式 1）                 | ◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。<br>◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと  |
| 業務実施体制<br>（様式 2）                | ◇ 配置予定管理技術者・予定現場作業責任者・担当技術者を記載すること。<br>◇ 配置予定担当技術者は次の業務を行う者を記載すること。なお、担当技術者と管理技術者を兼ねることもできる。<br>・担当者：事後調査報告書作成に関する担当技術者<br>◇ 記載にあたっては、様式 2 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。  |
| 配置予定担当技術者の資格等<br>（様式 3）         | ◇ 以下に示す技術者資格を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。<br>① 技術士【総合技術監理部門（環境部門-環境測定または環境影響評価）または（建設部門-建設環境）】を有し、技術士法による登録を行っている者。<br>② 平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。<br>③ 平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。<br>④ RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。<br>◇ 記載した資格を有していることを証明する登録証等の写しを添付すること。<br>◇ 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書(様式は自由とする)を添付すること。<br>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。<br>◇ 手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、上記 3-1. (8)b) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。<br>◇ 記載にあたっては、様式 3 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。 |
| 配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験<br>（様式 4） | ◇ 平成 13 年度以降に完了した以下に示す業務実績を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。<br>① 同種業務：高速自動車国道及び高速自動車国道以外の自動車専用道路における環境影響評価資料作成業務<br>② 類似業務：上記以外の道路における環境影響評価資料作成業務<br>◇ 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書、特記仕様書等）の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類（契約書、特記仕様書等）の写しを添付する必要はない。また、契約書類（契約書、特記仕様書等）の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式4に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p>   |
| <b>業務への取組み方針</b><br><b>針</b><br><b>(様式5)</b> | <p>◇ 業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。</p> <p>1) 「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2) 本調査等の業務フローについて簡潔に記載する。</p> <p>3) 本調査等に関する知識や有効な提案（事後調査報告書の作成、調査精度の向上等）について記載する。</p> <p>◇ 実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式5に添付するものとする。（用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。）</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式5に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p> |

(2) 提案書の各様式はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- |        |   |
|--------|---|
| ① 資料名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価書（本編、資料編）首都圏中央連絡自動車道（一般国道20号～埼玉県境）建設事業</li> <li>・ 事後調査計画書 首都圏中央連絡自動車道（一般国道20号～埼玉県境）</li> </ul> |
| ② 閲覧場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所  |
| ③ 閲覧期間 | 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から17時まで）  |
| ④ 問合せ先 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所<br>(TEL)048-749-9620   |

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

### 3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記3-6.で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 提出期間 | 平成24年3月28日(水)から平成24年5月8日(火)まで          |
| ② 提出場所 | 上記1-6.「契約担当部署」                         |
| ③ 提出方法 | 持参（休日を除く毎日10時から16時まで）または書留郵便（締切日必着）に限る |
| ④ 提出書類 | 上記3-6.により作成した「提案書」を4部（正1部、副3部）         |

### 3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書に対するヒアリングは原則実施しない。ただし、技術提案の内容によってはヒアリングを実施する場合があるので、該当する選定者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングを実施する場合の詳細な日時については、別途提案書に記載の担当者宛て連絡を行う。

### 3-9. 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

| 評価基準   |                       |                       |                | 判断基準   | 配点  |                              |
|--|-----------------------|-----------------------|----------------|--|---|------------------------------|
| 業務実<br>施体制   | 業務実施体制                |                       |                | (様式2)<br>下記項目に該当する場合には特定しない。<br>・当該調査等の業務実施体制（管理技術者・現場作業責任者・<br>担当技術者の役割分担）が不明確な場合 | —   |                              |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 資<br>格<br>要<br>件      | 技術<br>者資<br>格等 | 技術者資格等、その専<br>門分野の内容   | (参加表明書様式5)<br>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、<br>予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣<br>認定を受けている者を評価する。<br>①技術士【総合技術監理部門（環境部門－環境測定または環境<br>影響評価）または（建設部門－建設環境）】の資格を有し、技術<br>士法による登録を行っている者。<br>②平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環<br>境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資<br>格を有し、技術士法による登録を行っている者。<br>③平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門（環<br>境測定または環境影響評価）または建設部門（建設環境）】の資<br>格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以<br>上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門<br>に4年以上従事している者とする。<br>④RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程によ<br>る登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登<br>録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有<br>している者とする。 | ①5.0<br>②5.0<br>③4.0<br>④2.0 |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び           | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成果<br>の確<br>実性 | 平成13年度<br>(H13.4.1)以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った同種又は類似業<br>務等の実績の内容                      | (参加表明書様式6)<br>下記の順位で評価する。<br>①同種業務(1)と同種業務(2)の実績がある。<br>②同種業務(1)と類似業務(2)の実績、もしくは同種業務(2)と類<br>似業務(1)の実績がある。<br>③類似業務(1)と類似業務(2)の実績がある。   | ①10.0<br>②4.0<br>③0.0        |



|  |                            |                       |                     |  |              |
|--|----------------------------|-----------------------|---------------------|--|--------------|
| 能力   |                            |                       |                     |  |              |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等<br>力 | 情<br>報<br>収<br>集<br>力 | 地域<br>精通<br>度       | 平成 13 年度 (参加表明書様式 7)<br>(H13.4.1) 以降に発注機関に受渡しを行った当該地域での業務実績の有無                                     | ①5.0         |
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 成<br>績<br>表<br>彰<br>力      | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 業務<br>執行<br>技術<br>力 | 同種業務の発注機関 (参加表明書様式 6 の添付資料)<br>が NEXCO (東日本・中日本・西日本・旧 JH) で平成 18 年度 (H18.4.1) 以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績 | ①5.0<br>~0.0 |

|  |                  |             |                       |                      |   |   |              |
|--|------------------|-------------|-----------------------|----------------------|---|---|--------------|
| 予<br>定<br>現<br>場<br>作<br>業<br>責<br>任<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>要<br>件 | 資<br>格<br>等 | 技術<br>者資<br>格等        | 技術者資格等、その専<br>門分野の内容 | (参加表明書様式8)<br>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、<br>予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣<br>認定を受けている者を評価する。<br>①環境計量士【濃度関係または騒音振動関係】の資料を有し、<br>計量法による登録を行っている者。<br>②技術士【総合技術監理部門(環境部門-環境測定または環境影<br>響評価)または(建設部門-建設環境)]を有し、技術士法による<br>登録を行っている者。<br>③平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環<br>境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)]の資<br>格を有し技術士法による登録を行っている者。<br>④平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環<br>境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)]の資<br>格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以上<br>の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4<br>年以上従事している者とする。<br>⑤RCCM(建設環境部門)の資格を有し、RCCM 資格制度規程によ<br>る登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登<br>録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有<br>している者とする。 | ①4.0<br>②4.0<br>③4.0<br>④3.2<br>⑤1.6                      |              |
| 予<br>定<br>現<br>場<br>作<br>業<br>責<br>任<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>要<br>件 | 資<br>格<br>等 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成果<br>の確<br>実性       | 平成13年度<br>(H13.4.1)以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った同種又は類似業<br>務等の実績の内容   | (参加表明書様式9)<br>下記の順位で評価する。<br>①同種業務の実績がある。<br>②類似業務の実績がある。 | ①6.0<br>②2.4 |
| 予<br>定<br>担<br>当   | 資<br>格<br>要<br>件 | 資<br>格<br>等 | 技術<br>者資<br>格等        | 技術者資格等、その専<br>門分野の内容 | (様式3)<br>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、<br>予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣  | ①4.0<br>②4.0<br>③3.2                                      |              |

|  |                       |                       |                |   |  |              |
|--|-----------------------|-----------------------|----------------|---|--|--------------|
| 当<br>績<br>等  | 件                     |                       |                | 認定を受けている者を評価する。<br>①技術士【総合技術監理部門(環境部門-環境測定または環境影響評価)または(建設部門-建設環境)】を有し、技術士法による登録を行っている者。<br>②平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。<br>③平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【環境部門(環境測定または環境影響評価)または建設部門(建設環境)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。<br>④RCCM(建設環境部門)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCMと同等の能力を有している者とする。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | ④1.6   |              |
| 予<br>定<br>担<br>当<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>門<br>技<br>術<br>力 | 成果<br>の確<br>実性 | 平成13年度(様式4)<br>(H13.4.1)以降に発<br>注機関に受渡しを行<br>った同種又は類似業<br>務等の実績の内容  | 担当技術者のうち最も評価の低い技術者にに基づき下記の順位で<br>評価する。<br>①同種業務の実績がある。<br>②類似業務の実績がある。<br>なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | ①6.0<br>②2.4 |
| 予<br>定<br>担<br>当<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験                     | 資<br>格<br>実<br>績<br>等 | 専<br>任<br>性           | 手持ち業務金額及び件数    | (様式3)<br>担当技術者のいずれかの者が下記項目に該当する場合には競争<br>参加を認めない。<br>・1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事して<br>いる手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。<br>①契約金額の合計額が4億円以上<br>②契約件数の合計が7件以上<br>なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある<br>場合は、①契約金額の合計額が2億円以上、②契約件数の合計  | —  |              |

|                       |                        |  |          |
|-----------------------|------------------------|--|----------|
| 験<br>及<br>び<br>能<br>力 |                        | が3件以上とする。  |          |
|                       | 実施方針・<br>実施フロ<br>ー・その他 | 業務理解度<br><br>(様式5)<br>各項目について下記のとおり評価する。<br>目的、条件、内容の理解度が高い場合及び取組意欲が高い場合に優位に評価する。                | 15.0～0.0 |
|                       | 実施手順                   | (様式5)<br>業務実施手順を示す実施フローや実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。<br><br>(様式5)<br>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 30.0～0.0 |
|                       | その他                    | (様式5)<br>業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。   | 20.0～0.0 |

## 第4 入札・開札・落札者の決定

### 4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

- ① 「入札書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

### 4-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 平成24年5月29日(火) 16:00  
 ② 入札書の提出場所 上記1-6. 「契約担当部署」のとおり  
 ③ 入札書の提出方法 書留郵便(配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと)  
 ④ 開札執行日時 平成24年5月30日(水) 10:00  
 ⑤ 開札執行場所 上記1-6. 「契約担当部署」

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

### 4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本業務の契約価格

を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 評価値は 100 点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。

① 価格評価点（配点 30 点） … 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

② 技術評価点（配点 70 点） … 次に示す算式により算定する。

$$\text{技術評価点} = \text{配点} \times (\text{上記 3-9. に示す評価基準により算定した点} / 110 \text{ 点})$$

(3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「18」を参照のこと。

## 第 5 その他

### 5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の翌日から平成 24 年 5 月 14 日(月)まで

② 受付場所 上記 1-6. 「契約担当部署」のとおり

③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で 5 日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」)に掲載する

⇒[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

### 5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

### 5-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる

(2) 部分払 無

### 5-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### **5-6. 苦情申立てに関する事項**

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、内閣府政府調達苦情処理対策室（連絡先：政府調達苦情検討委員会事務局 電話 03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

以 上